

吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進業務に関する協定書（案）

吹田市（以下「甲」という。）、 （飲料メーカー） （以下「乙」という。）及び （リサイクラー） （以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「関係三者」という。）は、吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進業務を連携して実施し、もって持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減の実現に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 本事業は、関係三者が使用済みペットボトルを新たにペットボトルとして再資源化し、ペットボトルの再資源化についての啓発事業を通して持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減の実現に向けて協力することを目的とする。

（本事業の内容と役割分担）

第2条 関係三者は、本事業の内容と各当事者の役割について、本協定書のとおり合意する。

なお、詳細な内容やスケジュールについては、関係三者の協議と合意によって決定する。

- 2 甲は、吹田市内から回収されたペットボトルを圧縮及び梱包を行い丙に売却を行う。
- 3 乙は、丙が再資源化した原料を用いたペットボトル飲料を販売すると共に持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減に向けて啓発事業を行う。
- 4 丙は、甲から売却されたペットボトルから新たなペットボトルを製造するための原材料を製造し、ペットボトル製造事業者売却を行う。

（本事業の開始日と事業期間）

第3条 本協定書に基づく事業の開始日は、令和8年4月1日からとし、事業期間は令和9年3月31日までとする。ただし、毎年度事業期間満了までに関係三者で協議のうえ、事業期間を1年間延長できるものとし、最長で令和10年度末まで延長することができるものとする。

（その他）

第4条 本協定書の約定内容に関して疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、関係三者が誠実に協議のうえで、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、関係三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 吹田市
市長 後藤 圭二

乙

丙